

選定委員会会議録

第1回市立堺病院後利用事業者選定委員会会議録要旨

開催日時 : 平成23年4月26日 14時30分～16時15分  
 会場 : 市立堺病院3階大会議室  
 出席委員 : 委員長 (社団法人 大阪府病院協会常任理事) 種子田 護  
 委員 (社団法人 堺市医師会副会長) 岡原 猛  
 委員 (社団法人 堺市医師会理事) 蓑田 正豪  
 委員 (大阪大谷大学教育福祉学部准教授) 神部 智司  
 委員 (大阪保健医療大学講師) 橋本 卓也  
 委員 (堺市域保健医療協議会会長) 樋上 忍  
 委員 (公認会計士) 本川 清子  
 委員 (堺区域自治連合協議会会長) 岡本 邦彦  
 委員 (堺区自治連合協議会少林寺校区代表者) 阿津地 勲  
 委員 (堺区自治連合協議会安井校区代表者) 上田 保  
 委員 (堺市医療監) 北村 惣一郎  
 委員 (堺市健康福祉局長) 早川 泰史  
 委員 (市立堺病院事務局長) 出未 明彦

欠席委員 : 0人

事務局 : (市立堺病院 新病院建設室長) 森 嘉司  
 (市立堺病院 新病院建設室参事) 米村 かおる 他

傍聴人数 : 1人

案件名 : (1) 委員長の選出について  
 (2) 委員会の進め方について  
 (3) 現病院等の現状説明について  
 (4) 当面の議論の進め方について  
     募集要項の作成方法(選定基準を含む)  
     応募時の条件設定の方法  
     スケジュール  
 (5) 次期委員会の議題及び開催日程について

発言者	内 容
事務局	<b>開会</b> 第1回市立堺病院後利用事業者選定委員会を開催する。 本委員会の設置趣旨及び所掌事務について説明する。 また、第1回目の本委員会の議題について説明する。
事務局	<b>委員会構成員及び事務局紹介</b>
事務局	<b>定足数報告</b>

事務局	<p><b>(案件1 委員長選出について)</b> 委員からの推薦に基づき、委員長に種子田委員を選出する。</p>
委員長	<p><b>(案件2 委員会の進め方について)</b> <b>職務代理者の指名</b> 委員長が、職務代理者に出末委員を指名する。</p>
事務局	<p><b>委員会の公開(非公開)について</b> 委員会は、原則公開と考えるが、実質審議に入る第2回目以降については、非公開と考える。ただし、事業者選定作業終了後は、非公開部分を除き、速やかに公開する。</p>
委員長	<p>ただいまの説明について、何か質問はあるか。</p>
岡原委員	<p>会議を公開にするか非公開にするか2者選択ということであるが、第2回目以降の会議すべてを非公開にするのではなく、公開できる部分は、公開してもよいのでは。選定基準を決めるまでのステップは、別に公開であってもよいのでは。</p>
事務局	<p>基準案の作成時以降は非公開としたい。</p>
上田委員	<p>公開・非公開とすることで、地元住民や市民が不利益を被ることはないのか。</p>
事務局	<p>可能性としては、ないとは言い切れない。</p>
出末委員	<p>大きな方向性を決める案件は、公開することでよいのでは。 審議過程については、事前に委員会で公開する部分と非公開にする部分を今後の案件の内容や必要性に応じて適宜決め、非公開案件については、審議途中で傍聴者に退席していただくということでしょうか。</p>
委員長	<p>市民として知る権利に類するような内容については、きっちり公開していきたい。</p>
事務局	<p><b>(案件3 現病院等の現状説明について)</b> 現病院の概要、新病院の概要及び後利用の経緯について説明する。</p>
委員長	<p>ただいまの説明について、何か質問はあるか。</p>
委員	<p>&lt;質問なし&gt;</p>

	<b>(案件4 当面の議論の進め方について)</b>
事務局	募集要項の作成方法(選定基準を含む)について説明する。 (委員会で白紙の状態から作成する方法と、原案を事務局が作成し、それに基づき委員会で作成する方法の2案を示す。)
委員長	ただいまの説明について、委員の皆様より意見を伺いたい。
阿津地委員	全く白紙の状態から議論すれば、時間がかかって仕方がない。 たたき台(原案)がほしい。事務局の原案(たたき台)に縛られることはないが。
委員長	他に意見がなければ、事務局がたたき台(原案)を作り、それをもとに検討を重ねることとする。
事務局	応募時の条件設定の方法について説明する。 (当初の応募時は、条件を最小限にとどめ、選定基準の中で示し、評価する方法と、当初の応募時に条件を明確に提示する方法の2案を示す。)
委員長	ただいまの説明について、何か質問はあるか。
阿津地委員	応募条件は、早期に決めないといけない。貸すのか売却すべきかをまず、先に決めてほしい。
委員長	色々な意見があると思うが、これらは基本的なことなので、早くたたき台に盛り込んで、ディスカッションがしやすいようにしていただきたい。
岡原委員	(応募の条件に)堺市医療圏の中で足りない診療科目を入れたらよいと思う。新病院での診療内容が決まってから、足りない診療科目を後利用の病院がするようにしてほしい。また、地元自治会としての意見などや足りない診療科目をどう入れていくかを、ミックスして検討してほしい。
委員長	堺市の財力と医師不足とかのバランスを考えると理想的にならないこともあるが、理想は掲げておかれてはどうか。
岡原委員	堺市医療圏内の診療科目を整える最後のチャンスである。 政令市として三次救急をするので、できる限り堺市内でやって、最低限責任を持つべきでは。
出末委員	民間病院と公立病院の機能分担を推進していかなければならない。

<p>委員長</p>	<p>市全体の医療体制として考えていかなければならない。</p> <p>次回から深く議論をしていただきたい。</p>																								
<p>事務局</p>	<p>スケジュールについて説明する。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 23 年 4 月 26 日</td> <td>第 1 回</td> <td>選定委員会</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 5 月 中旬</td> <td>第 2 回</td> <td>選定委員会</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 6 月 上旬</td> <td>第 3 回</td> <td>選定委員会</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 6 月 中旬</td> <td></td> <td>募集要項の配布</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 6 月 下旬</td> <td></td> <td>事業応募者への現地説明会</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 9 月 上旬</td> <td></td> <td>応募書類の提出期限</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 9 月 下旬</td> <td>第 4 回</td> <td>選定委員会</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 10 月上旬</td> <td></td> <td>選定結果の通知</td> </tr> </table>	平成 23 年 4 月 26 日	第 1 回	選定委員会	平成 23 年 5 月 中旬	第 2 回	選定委員会	平成 23 年 6 月 上旬	第 3 回	選定委員会	平成 23 年 6 月 中旬		募集要項の配布	平成 23 年 6 月 下旬		事業応募者への現地説明会	平成 23 年 9 月 上旬		応募書類の提出期限	平成 23 年 9 月 下旬	第 4 回	選定委員会	平成 23 年 10 月上旬		選定結果の通知
平成 23 年 4 月 26 日	第 1 回	選定委員会																							
平成 23 年 5 月 中旬	第 2 回	選定委員会																							
平成 23 年 6 月 上旬	第 3 回	選定委員会																							
平成 23 年 6 月 中旬		募集要項の配布																							
平成 23 年 6 月 下旬		事業応募者への現地説明会																							
平成 23 年 9 月 上旬		応募書類の提出期限																							
平成 23 年 9 月 下旬	第 4 回	選定委員会																							
平成 23 年 10 月上旬		選定結果の通知																							
<p>委員長</p>	<p>ただいまの説明について、何か質問はあるか。</p>																								
<p>樋上委員</p>	<p>事務局から示されたスケジュールどおり進めなければならないのか。後ろにずれてもよいのか、タイムリミットはいつまでか示してほしい。きっちりとした審議が必要と思うので、丁寧に議論した方がよいのではないのか。</p>																								
<p>事務局</p>	<p>努力目標であり、後ろにスケジュールがずれ込むことも想定している。</p>																								
<p>出末委員</p>	<p>新病院の完成は平成 26 年度ですが、地域の方々に出来るだけ早く医療機関を示し安心していただくとともに、後の事業者が 27 年度開院に向けて準備を進めていただきたいので、事業者選定の準備を進めているところです。</p> <p>また、来年 4 月に地方独立行政法人に移行する準備を進めている関係上、売却価格等予定額と資産評価の差が生じる懸念があるため、今年中に相手方を決めたい。</p>																								
<p>阿津地委員</p>	<p>地元代表として、一日も早く、条件を決めて選定してほしい。また、後の病院も早く決めてほしい。地元の経済的な問題もあるので、早く決めてもらえれば、地元住民も安心できる。</p>																								
<p>橋本委員</p>	<p>6 月上旬開催の後、次の委員会が 9 月の下旬になっており、7 月、8 月が空く、4 回目の委員会で決めてしまわなければならない。</p> <p>9 月下旬のプレゼンから 10 月下旬で結果通知となると、時間的余裕がないので決定できるかが心配。じっくり考える必要があり、慎重に決めたいので、平成 23 年度内ということでタイムスケジュール的にもう少し幅を持たせていただきたい。</p>																								

出未委員	<p>6月に募集要項を配布する予定で、7、8、9月の3か月で事業者が提案内容を作成し、9月に提案書を提出していただくこととしています。</p> <p>それを受け、提案内容を事務局で評価しやすいように整理し、委員の方々に事前にお示しした後、選定委員会を開催することになります。その委員会で決まらない場合は、再度委員会を開催する流れにしたいと思っています。</p>
早川委員	<p>医療機関からの提案内容の中に非常に専門的な用語なども出てくる。書類審査などもする必要もでてくるので、委員の皆様にもご意見を伺っていききたいと思う。</p>
蓑田委員	<p>医師会でも堺区域の医療のあり方について検討している最中である。そういったことも踏まえ、次回日程を考慮していただきたい。</p>
事務局	<p><b>(案件5 次期委員会の議題及び開催日程について)</b></p> <p>次期委員会の議題及び開催日程について説明する。  (議題は、「堺区域の医療のあり方」、「募集要項等の検討」を予定。次回の開催は、6月1日(火)午後2時30分からの予定。)</p>
委員長	<p>以上で閉会する。</p> <p><b>閉会</b></p>

# 第1回 市立堺病院後利用事業者選定委員会 配付書類一覧

平成 23 年 4 月 26 日 (火)

## 目 次

### 会議次第

- 資料 1 市立堺病院後利用事業者選定委員会委員名簿
- 資料 2 市立堺病院後利用事業者選定委員会要綱
- 資料 3 堺市情報公開条例（抜粋）
- 資料 4 堺市審議会等の会議の公開に関する基準（抜粋）
- 資料 5 現病院の概要
- 資料 6 新病院の概要
- 資料 7 後利用の経緯
- 資料 8 堺市二次医療圏の病院の設置状況
- 資料 9 当面の議論の進め方について
- 資料 10 次期委員会の議題及び開催日程について

# 第1回 市立堺病院後利用事業者選定委員会

平成 23 年 4 月 26 日 (火)  
午後 2 時 30 分 ~ 4 時 30 分  
市立堺病院 大会議室

## 次 第

1. 開 会
2. 委員会構成員及び事務局の紹介
3. 委員長選出
4. 委員会の進め方について
  - (1) 職務代理者の指名
  - (2) 委員会の公開（非公開）
5. 現状説明について
  - (1) 現病院の概要
  - (2) 新病院の概要
  - (3) 後利用の経緯
6. 当面の議論の進め方について
  - (1) 募集要項の作成方法（選定基準を含む）
  - (2) 応募時の条件設定の方法
  - (3) スケジュール
7. その他
  - (1) 次期委員会の議題および開催日程について
8. 閉 会

## 市立堺病院後利用事業者選定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	職名・肩書等	氏名
委員	社団法人 堺市医師会 副会長	<sup>オカ</sup> 岡 <sup>ハラ</sup> 原 <sup>タクシ</sup> 猛
委員	社団法人 堺市医師会 理事	<sup>シ</sup> 蓑 <sup>ダ</sup> 田 <sup>マサ</sup> 正 <sup>ヒデ</sup> 豪
委員	大阪大谷大学 教育福祉学部 准教授	<sup>カン</sup> 神 <sup>ベ</sup> 部 <sup>サト</sup> 智 <sup>シ</sup> 司
委員	大阪保健医療大学 講師	<sup>ハシ</sup> 橋 <sup>モト</sup> 本 <sup>タク</sup> 卓 <sup>ヤ</sup> 也
委員	社団法人 大阪府病院協会 常任理事	<sup>タ</sup> 種子 <sup>ネ</sup> 田 <sup>ダ</sup> 護 <sup>マモル</sup>
委員	堺市域保健医療協議会 会長	<sup>ヒ</sup> 樋 <sup>ガミ</sup> 上 <sup>シノブ</sup> 忍
委員	公認会計士	<sup>モト</sup> 本 <sup>カワ</sup> 川 <sup>キヨ</sup> 清 <sup>コ</sup> 子
委員	堺区自治連合協議会 会長	<sup>オカ</sup> 岡 <sup>モト</sup> 本 <sup>ケニ</sup> 邦 <sup>ヒコ</sup> 彦
委員	堺区自治連合協議会 少林寺校区代表者	<sup>ア</sup> 阿 <sup>ツチ</sup> 津地 <sup>イサオ</sup> 勲
委員	堺区自治連合協議会 安井校区代表者	<sup>ウエ</sup> 上 <sup>ダ</sup> 田 <sup>タモツ</sup> 保
委員	堺市 医療監	<sup>キタ</sup> 北 <sup>ムラ</sup> 村 <sup>ソウ</sup> 惣 <sup>イチ</sup> 一 <sup>ロウ</sup> 郎
委員	堺市 健康福祉局長	<sup>ハヤ</sup> 早 <sup>カワ</sup> 川 <sup>ヤス</sup> 泰 <sup>ミ</sup> 史
委員	市立堺病院 事務局長	<sup>デ</sup> 出 <sup>キ</sup> 未 <sup>アキ</sup> 明 <sup>ヒコ</sup> 彦

## 市立堺病院後利用事業者選定委員会要綱

## (設置)

第1条 市立堺病院が移転した後の施設の有効活用を図るに当たり、当該施設を有効利用し、当該施設において事業を行う者（以下「後利用事業者」という。）を公募型プロポーザル方式（公募により事業提案書の提出を求め、最適な者を特定する方式をいう。）により公正かつ適正に選定するため、市立堺病院後利用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 募集要項及び選定基準の案の作成に関する事項
- (2) 提案書その他提出された書類の審査に関する事項
- (3) 後利用事業者の候補者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、後利用事業者の候補者の選定について必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療、保健及び福祉について優れた識見を有する者
- (3) 病院経営について優れた識見を有する者
- (4) 本市職員
- (5) その他市長が適当と認める者

## (委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員（委員長を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

4 委員長及び委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族が選定の対象となる団体の役員その他これに類する地位にある場合又は当該団体と利害関係にある場合は、当該団体に係る議事に加わることができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、堺病院事務局新病院建設室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 堺市情報公開条例（抜粋）

## （情報公開の総合的な推進に関する実施機関の責務）

第32条 実施機関は、第2章に定める公文書の公開のほか、市民の市政への参加をより一層推進し、市政に関し市民に説明する市の責務を全うするため、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

## （情報公表制度）

第34条 実施機関は、市の基本的な政策に関する方針又は計画その他市長が定める市政に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表するものとする。

## （会議の公開）

第35条 実施機関は、市民の市政への参加をより一層推進し、市政の公正な運営を確保するため、市民、学識経験者等で構成され、本市の事務について審査、審議、調査等を行う審議会等の会議の公開に努めなければならない。

## （公文書の適正な管理）

第37条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めを設け、これに基づき公文書を適正に管理しなければならない。

## （公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例（第7号において「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該情報を公にすることにより、当該公務員の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員の職、氏名その他当該公務員を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (3) 公にしないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の公にしない旨の条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
- (5) 本市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (6) 本市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、本市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの
  - ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
  - エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- (7) 法令等の規定により公にすることができないと認められる情報

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該非公開情報に係る部分以外の部分について公開しなければならない。ただし、当該非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開請求の趣旨が損なわれることが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の規定に該当する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

## 堺市審議会等の会議の公開に関する基準（抜粋）

## （公開の原則）

第3 審議会等の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会等の議決により、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 条例第7条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない場合その他適正な会議運営が損なわれるおそれがある場合

2 前項の規定に基づき会議を非公開とする場合には、会長はその理由を明示しなければならない。

## （会議録等の作成及び閲覧）

第8 所管課長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議の記録又は要点の記録（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。ただし、特別の事情により作成が困難な場合は、この限りでない。

2 所管課長は、会議録等が公開された会議に係るものであるときは、会議録等の作成後、その写しを堺市行政資料要綱（平成16年制定）に定める手続に則り、速やかに市政情報センター（以下「センター」という。）において一般の閲覧等に供するものとする。

3 会議録等には、原則として次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、発言に関し、取消又は発言内容の趣旨を変えない範囲における字句の訂正について、文書による申出が行われた場合は、会長の許可を得るものとする。

- (1) 会議名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 出席者氏名（委員及び所管課の職員等）
- (4) 議題（審議案件名など）
- (5) 発言者氏名を付した意見内容（要点記録の場合は審議要点）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

4 所管課長は、前2項の規定により、会議録等をセンターに配架する場合は、当該会議録等における個人情報に係る記載に関し十分な配慮を行うものとする。

5 非公開とされた会議の会議録等は、所管課等において管理し、その公開又は開示の決定については、条例又は堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）に基づいて行うものとする。

(会議の結果の公表)

第9 所管課長は、審議会等における会議の結果としてまとめられた内容について審議会等から提出を受けたときは、速やかに堺市行政資料要綱に定める手続に則りセンターに配架し一般の閲覧に供するほか、広報紙やホームページへの掲載、報道発表等により広く公表するよう努めるものとする。

# 新病院整備基本計画 [ 概要版 ]

## 新病院・救命救急センターを整備します。

### 大阪府保健医療計画

平成20年3月 策定

- 4 疾病 (がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病)
- 4 事業 (救急医療、災害時医療、周産期医療、小児救急医療) の医療体制の整備

### 市立堺病院将来ビジョン (基本構想)

平成21年9月 策定

策定の主旨  
 ・市立堺病院が担うべき役割を明確にし、医療環境や経営状況に応じ柔軟で、弾力的な病院経営を行い、これまで以上に良質な医療を安定的・継続的に提供。

救急医療  
 ・三次救急と二次救急が一体となったシステムを構築。  
 ・堺市消防局と連携して、救急ワークステーション等の施設・設備を併設。  
 ・二次救急を担う病院間の連携と協力による救急医療のネットワークを構築。  
 ・堺市医師会との協力・連携のもと、小児急病診療センターを整備。

真に必要な地域医療の確保  
 ・基礎的自治体である市として、市民にとって安心できる地域医療サービスの提供。  
 ・公・民の適切な役割分担のもと、地域で必要となる高度・専門医療の提供。

病床数・・・400～430床  
 ・一般 370～400床  
 ・救命救急センター 30床  
 ・感染症 必要数の検討

診療科  
 ・既存の診療科 19科  
 ・救命救急センターの併設に伴い、必要となる診療科を加える。

施設機能  
 ・新病院  
 ・救命救急センター  
 ・救急ワークステーション  
 ・ヘリポート  
 ・小児急病診療センターの併設

敷地・・・約24,000㎡  
 延床面積・・・約40,000㎡  
 ～約45,000㎡

建設予定地  
 堺市西区津久野町1丁・家原寺町1丁  
 スケジュール  
 ・整備基本計画にて明らかにする。

事業費  
 ・早急に検討する。

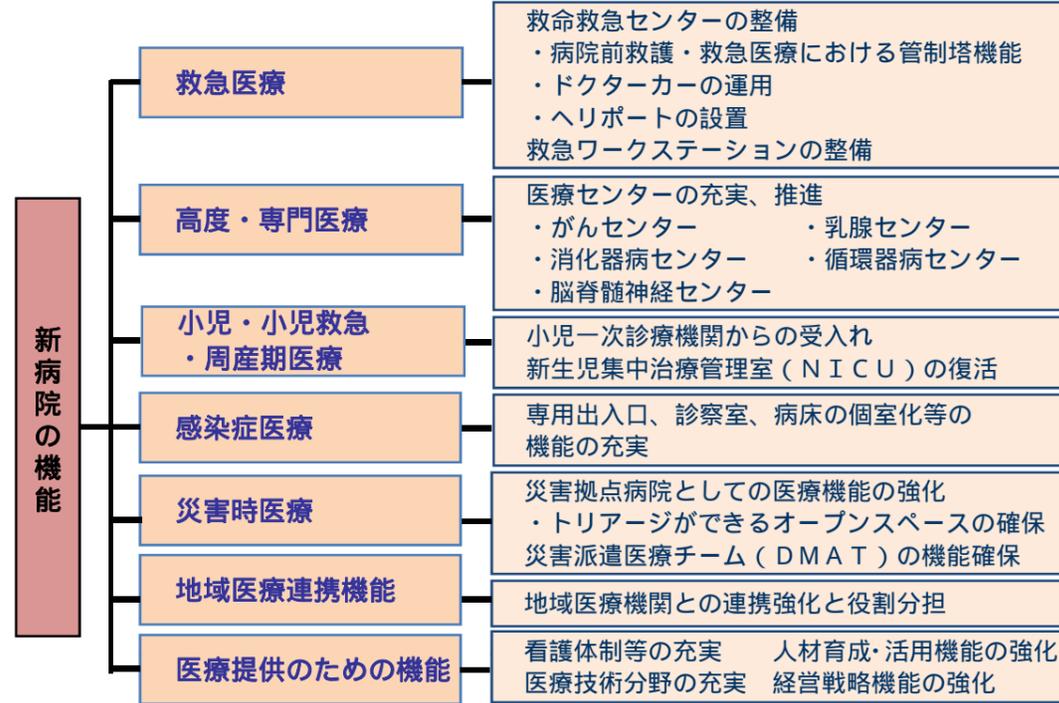
名称  
 ・(仮称)堺市総合医療センター・堺市救命救急センター

### 大阪府地域医療再生計画 (堺市医療圏)

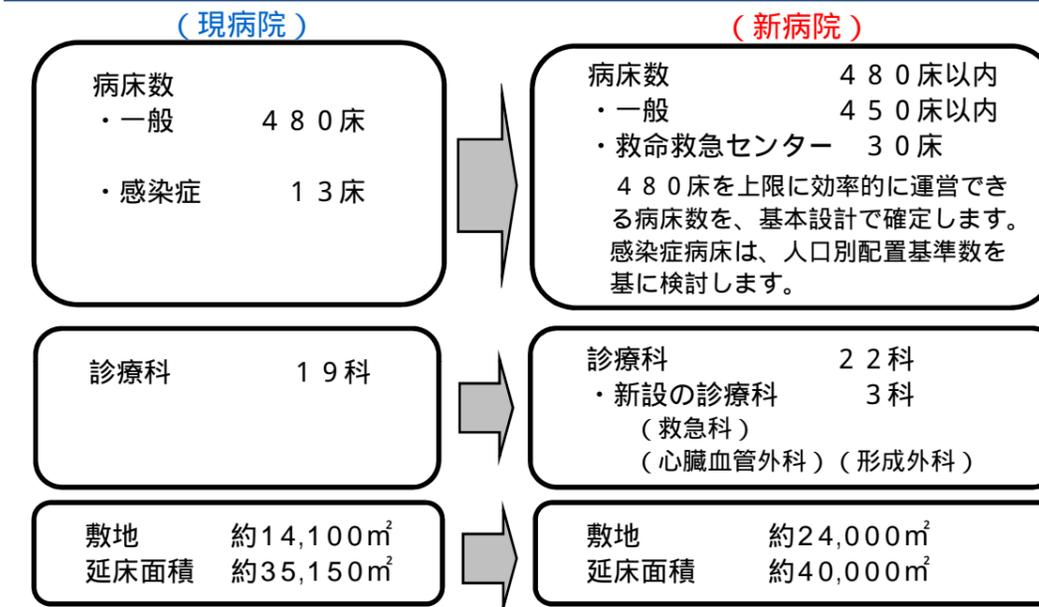
平成22年1月 策定

- 救命救急センターの整備
- 救急管制塔機能の整備
- 二次救急医療連携強化
- 小児・小児救急医療体制の強化
- 周産期医療体制の強化
- 市立堺病院において6床のNICUを稼働

### 1 新病院・救命救急センターの機能



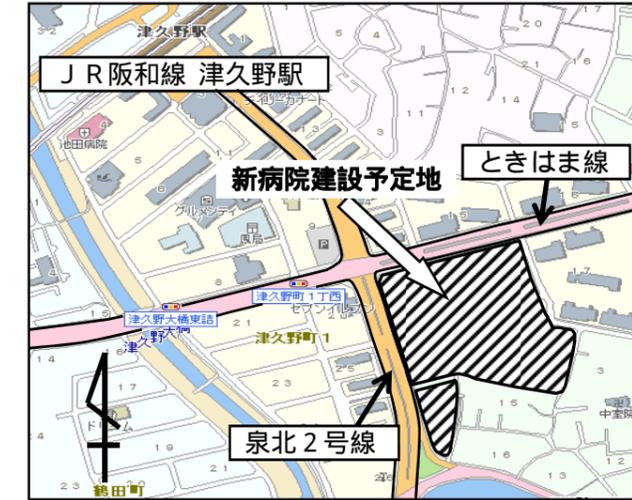
### 2 新病院・救命救急センターの規模



### 3 施設整備の考え方

患者さん・家族本位の病院  
 ・ユニバーサルデザイン等を導入  
 ・療養環境の向上  
 機能性に優れ、変化に対応できる病院、災害に対応できる病院  
 ・部門連携の強化  
 ・建替えや増築が可能  
 ・大規模災害時の診療機能維持  
 環境保全と経済性が調和した病院  
 ・環境に配慮した設計  
 ・建設費、維持管理コストの低減  
 職員に魅力ある病院、地域医療に貢献する病院

### 4 建設予定地



住所：堺市西区津久野町1丁・家原寺町1丁  
 現在は4区画となっていますが、道路の付け替え等を行い、病院本体の一体的な整備を行います。建物配置等は、基本設計において確定します。

### 5 事業スケジュール

	平成	22	23	24	25	26
道路基本・実施設計		→				
道路工事			→			
新病院基本・実施設計			→			
新病院建設工事				→		

### 6 事業費概算

項目	概要	金額 (千円)
建設工事費	本体・外構・駐車場 (設計費等含む)	11,000,000
医療機器等	医療機器・備品等	5,500,000
計		16,500,000
用地取得費等	用地 (約24,000㎡)	3,500,000
合計		20,000,000

急病診療センター・職員宿舎・造成・周辺の基盤整備等の費用は含まれません。  
 詳細な事業費については、実施設計において算出します。

### 7 急病診療センターの併設

(財)堺市救急医療事業団が医師会・薬剤師会等の協力を得て運営  
 小児科を主体とした初期診療の実施  
 延床面積 約2,000㎡

## (2) 後利用の経緯

## 経過

- 平成 21 年 9 月 新病院を西区に移転し、救命救急センターとの併設を目指す「市立堺病院将来ビジョン(基本構想)」を策定
- 平成 21 年 12 月 堺区自治連合協議会への説明会 (22 年 2 月まで 4 回開催)  
【市長の回答】 現病院の後利用については、病院としての活用を第一と考え、病院資産の有効活用を図る。そのための体制を設置し、新病院と併行して取り組む。
- 平成 21 年 12 月 議会答弁  
後利用については、引き続き地域の住民への医療を提供できるよう病院としての活用が必要と考えている。
- 平成 22 年 2 月 22 年度当初予算(新病院整備費)を市議会で可決
- 平成 22 年 3 月 「広報さかい」にて、新病院の整備と現病院の後利用について公表
- 平成 22 年 4 月 病院事務局に後利用担当(3 人)を配置
- 平成 22 年 9 月 堺区自治連合協議会への説明 (現状報告)
- 平成 22 年 9 月 議会答弁  
後利用の基本的な方針については、今年度中に策定する予定である。
- 平成 22 年 9 月 市内 43 病院に対して後利用の基本的な考え方を説明し、取得の意向についてのアンケート調査を実施
- 平成 23 年 2 月 堺区自治連合協議会及び堺市自治連合協議会役員会への説明 (現状報告)
- 平成 23 年 2 月 議会答弁  
後利用を進めるにあたって「後利用事業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者を決定する。事業者の選定にあたっては、地域の意見を反映できるよう工夫していく。
- 平成 23 年 3 月 後利用事業者選定委員会の設置
- 平成 23 年 3 月 堺区自治連合協議会への説明 (現状報告)

## 背景

- ア 市立堺病院が西区へ移転（平成 26 年度中に竣工予定）
- イ 移転により現病院周辺地域の医療機能が低下することに伴い、地元から医療に対する強い要望
- ウ 現病院は、築 14 年（平成 8 年度竣工）で再利用が十分可能

## 前提条件

- ア 現病院周辺地域の医療機能の維持確保
- イ 現施設資産の有効利活用
- ウ 過剰病床地域（堺市二次医療圏）での増床は認められず、対象は市内の医療機関に限定

## 平成 22 年度 7 月現在

基準病床数	8,590 床
既存病床数	9,454 床
過剰病床数	864 床

## 資料 8

(22年7月1日現在)

参考：病院一覧

番号	名称	区	所在地	電話	診療科目	許可病床数(床)					
						一般	療養	精神	結核	感染症	計
1	(医)清恵会 清恵会三宝病院	堺	松屋町 1-4-1	(226) -8131	内・小・整	-	300	-	-	-	300
2	(医)淳康会 堺近森病院	堺	北清水町 2-4-1	(227) -8001	呼内・循内・人内・内・外・消外・心 外・人外・整・小・放・歯	59	-	-	-	-	59
3	(財)浅香山病院	堺	今池町 3-3-16	(229) -4882	内・外・精・小・皮・泌・婦・眼・耳・リ 小・放・歯・麻・心内・神・循・整形	152	96	948	-	-	1,196
4	大阪医療刑務所病院	堺	田出井町 8-80	(228) -0145	内・外・皮・泌・眼・耳・歯・神・神内・ 呼・消・循・整・性・肛	108	-	52	33	-	193
5	(医)サチカム会 三国丘病院	堺	榎元町 1-5-1	(233) -1880	内・精・小・心内・神・神内	-	-	144	-	-	144
6	(医)清恵会 清恵会病院	堺	向陵中町 4-2-10	(259) -3471	内・外・小・婦・眼・放・麻・神内・呼・ 消・循・整・形・脳・心外	276	-	-	-	-	276
7	(医)いずみ会 阪堺病院	堺	大浜北町 1-8-8	(233) -6745	内・外・小・放・麻・整・形・脳	84	56	-	-	-	140
8	(医)慈友会 堺山口病院	堺	東湊町 6-383	(241) -3945	内・外・小・放・麻・胃・整	60	-	-	-	-	60
9	(医)朝日会 朝日会病院	堺	大仙中町 2-8	(247) -2701	内・外・小・放・呼・胃・整	47	49	-	-	-	96
10	耳原総合病院	堺	協和町 4-465	(241) -0501	内・外・精・小・皮・泌・産婦・眼・耳・リ 小・放・麻・神内・呼・消・循・整・脳・心 外	386	-	-	-	-	386
11	市立堺病院	堺	南安井町 1-1-1	(221) -1700	内・外・小・皮・泌・産婦・眼・耳・放・ 麻・神内・呼・消・循・整・脳・口外	480	-	-	-	13	493
12	(医)錦秀会 阪和第二泉北病院	中	深井北町 3176	(277) -1401	内・外・整・婦・眼・小・放・診・歯・麻	120	849	-	-	-	969
13	(医)邦徳会 邦和病院	中	新家町 697-1	(234) -1331	内・外・泌・小・麻・整・形・脳	74	45	-	-	-	119
14	(医)温心会 堺温心会病院	中	深井清水町 2140-1	(278) -2461	内・外・整・脳・小・皮・泌・眼・小・放・ 歯・呼・消・循	95	94	-	-	-	189
15	南堺病院	中	大野芝町 292	(236) -3636	内・外・眼・小・放・整・形・肛	153	-	-	-	-	153
16	(医)杏和会 阪南病院	中	八田南之町 277	(278) -0381	内・精・歯・心内・神	-	-	690	-	-	690
17	(医)藤田好生会 堺フジタ病院	中	深井沢町 3347	(279) -1170	内・外・皮・放・麻・整・脳	28	59	-	-	-	87
18	ベルランド総合病院	中	東山 500-3	(234) -2001	呼内・循内・消内・神内・内・内代 内・外・形・呼外・心外・整・乳外・脳・ 精・小・皮・泌・産婦・眼・耳・小・放・ 救・麻	522	-	-	-	-	522
19	愛風病院	中	深阪2430	(278) -1111	心内・神内・内・外・整・精・小・放	-	147	-	-	-	147
20	(医)頌徳会 日野病院	東	北野田626	(235) -0090	内・精・小・皮・小・放・心内・呼・消・循・ 整	104	-	-	-	-	104
21	(医)紀陽会 田仲北野田病院	東	北野田707	(235) -1055	内・外・小・小・放・胃・循・整・皮・泌	100	-	-	-	-	100
22	(社医)ペガサス 馬場記念病院	西	浜寺船尾町 東4-244	(265) -5558	内・外・泌・眼・小・放・麻・神内・呼・ 消・循・整・形・脳	300	-	-	-	-	300
23	(社医)ペガサス ペガサスリハビリテ-ション病院	西	浜寺船尾町 東4-269	(265) -5577	内・小・神内	-	150	-	-	-	150
24	(医)恵泉会 浜寺中央病院	西	浜寺公園町 1-15	(263) -2121	内・皮・小・放・消・循・整	-	107	-	-	-	107
25	(医)全晃会 池田病院	西	津久野町 1-4-25	(272) -3221	内・放	-	102	-	-	-	102

# 資料 8

(22年7月1日現在)

番号	名称	区	所在地	電話	診療科目	許可病床数(床)					
						一般	療養	精神	結核	感染症	計
26	(医)大泉会 大仙病院	西	北条町 1-2-31	(278) -2921	内・外・皮・小・放・胃・整・肛	30	-	-	-	-	30
27	(医)達瑛会 鳳胃腸病院	西	上653-9	(273) -2821	外・放・胃	60	-	-	-	-	60
28	(医)錦秀会 阪和第一泉北病院	南	豊田 1588-1	(295) -2888	内・整・皮・婦・眼・小・放・歯	-	1,024	-	-	-	1,024
29	(医)恒進會 恒進會病院	南	豊田40	(299) -2020	内・外・アレルギー・小・放・歯・心内・神・呼・消・胃・循・整・脳・心外・肛・皮・泌	164	105	-	-	-	269
30	近畿大学医学部堺病院	南	原山台 2-7-1	(299) -1120	緩内・血内・呼内・腫内・循内・消内・心内・神内・腎内・内糖内・外・整・脳・小・皮・泌・産婦・眼・耳・小・放・病・歯・麻・内	440	-	-	-	-	440
31	(医)良秀会 泉北藤井病院	南	泉田中 3100-19	(295) -8888	循内・消内・内・整・女泌・泌・小・放	40	-	-	-	-	40
32	吉川病院	北	東三国ヶ丘 町4-1-25	(259) -0100	内・外・産婦・小・放	45	45	-	-	-	90
33	(医)田中会 田中病院	北	奥本町 1-216	(251) -0005	内・小・整	60	73	-	-	-	133
34	(医)紀和会 正風病院	北	北花田町 1-4	(255) -0051	内・外・小・皮・小・放・麻・消・循・整	48	156	-	-	-	204
35	タマダ病院	北	蔵前町 1404	(251) -8811	呼内・循内・消内・内・肛外・放	-	60	-	-	-	60
36	(医)杏林会 金岡病院	北	中長尾町 2-4-3	(252) -2461	内・外・放・整	-	170	-	-	-	170
37	(医)方佑会 植木病院	北	黒土町 3002-5	(257) -0100	呼内・循内・消内・内・外・消外・整・乳外・肛外・小・放	98	32	-	-	-	130
38	独立行政法人 労働者健康福祉機構 大阪労災病院	北	長曽根町 1179-3	(252) -3561	循内・消内・内・外・形・心外・整・脳・精・小・皮・泌・産婦・眼・耳・小・放・診・放・治・病・歯・口外・麻	678	-	-	-	-	678
39	独立行政法人 国立病院機構 近畿中央胸部疾患センタ	北	長曽根町 1180	(252) -3021	内・外・精・小・放・歯・麻・心内・呼・循・整・呼外・心外	325	-	-	60	-	385
40	新金岡豊川総合病院	北	新金岡町 4-1-7	(255) -1001	内・外・整・皮・泌・眼・耳・小・放・麻	182	-	-	-	-	182
41	(医)以和貴会 金岡中央病院	北	中村町450	(252) -9000	内・精・歯・神	-	-	520	-	-	520
42	(医)以和貴会 北条病院	北	百舌鳥 陵南町 1-77-1	(277) -1120	内・整・小・放・歯・消	-	237	-	-	-	237
43	(医)好寿会 美原病院	美原	今井380	(361) -0545	内・精・歯・神	-	-	565	-	-	565
44	(医)暁美会 田中病院	美原	黒山 39-10	(361) -3555	呼内・循内・消内・内・外・形・整・肛外・皮・小・放・救	85	95	-	-	-	180
						5,403	4,051	2,919	93	13	12,479

注)・番号に□のついているものは救急病院、■は一般利用不可です。診療科目の□は救急時の診療科目です。

・診療科目の凡例：内...内科、心内...心療内科、精...精神科、神...神経科、神内...神経内科、呼...呼吸器科、消...消化器科、胃...胃腸科、循...循環器科、アレルギー科、小...小児科、外...外科、整...整形外科、形...形成外科、脳...脳神経外科、呼内...呼吸器内科、呼外...呼吸器外科、消内...消化器内科、消外...消化器外科、性...性病科、循内...循環器内科、心外...心臓血管外科、皮泌...皮膚泌尿器科、皮...皮膚科、泌...泌尿器科、女泌...女性泌尿器科、肛...こう門科、肛外...こう門外科、産婦...産婦人科、婦...婦人科、眼...眼科、耳...耳鼻いんこう科、人内...人工透析内科、人外...人工透析外科、小...リハビリテーション科、放...放射線科、放診...放射線診断科、放治...放射線治療科、歯...歯科、口外...歯科口腔外科、救...救急科、麻...麻酔科、乳外...乳腺外科、内代内...内分泌・代謝内科、内糖内...内分泌・糖尿内科、腎内...腎臓内科、腫内...腫瘍内科、血内...血液内科、緩内...緩和ケア内科、病...病理診断科

## 当面の議論の進め方について

## ( 1 ) 募集要項の作成方法 ( 選定基準を含む )

委員会で白紙の状態から作成する。

原案を事務局が作成し、それに基づき委員会で検討する。

## ( 2 ) 応募時の条件設定の方法

当初の応募時は条件を必要最小限度にとどめ、選定基準の中で示し評価する方法。

当初の応募時に条件を明確に提示する方法。

## ( 3 ) スケジュール

平成 23 年 4 月 26 日	第 1 回 選定委員会 ( 本日 )
平成 23 年 5 月中旬	第 2 回 選定委員会 ( 募集要項等の検討 )
平成 23 年 6 月上旬	第 3 回 選定委員会 ( 募集要項修正案の検討、売却価格提示 )
平成 23 年 6 月中旬	募集要項の配布 ( 広報さかい、ホームページ掲載 )
平成 23 年 6 月下旬	事業応募者への現地説明会 ( 売却価格提示 )
平成 23 年 9 月上旬	応募書類の提出期限
平成 23 年 9 月下旬	第 4 回 選定委員会 ( プレゼンテーション、採点、選定 )
平成 23 年 10 月上旬	選定結果の通知 ( 事業予定者・次順位事業予定者 )

次期委員会の議題及び開催日程について

回数	日程	会議内容
第 1 回	4月26日(火) 14:30 ~ 16:30	<p style="text-align: center;">委員会運営上の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委員長の選出</li> <li>(2) 職務代理者の指名</li> <li>(3) 委員会の公開（非公開）</li> </ul> <p style="text-align: center;">現状説明について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現病院の概要</li> <li>(2) 新病院の概要</li> <li>(3) 後利用の経緯</li> </ul> <p style="text-align: center;">当面の議論の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 募集要項の作成方法（選定基準を含む）</li> <li>(2) 応募時の条件設定の方法</li> <li>(3) スケジュール</li> </ul>
第 2 回	5月中旬	<p style="text-align: center;">堺区域の医療のあり方について</p> <p style="text-align: center;">募集要項等の検討について</p>
第 3 回以降	6月中旬～	<p style="text-align: center;">募集要項等の策定について</p> <p style="text-align: center;">売却価格等の提示について</p> <p style="text-align: center;">応募書類（提案書等）の審査、プレゼンテーション、採点について</p> <p style="text-align: center;">事業予定者等の選定について</p>

第 2 回 会議開催日      月      日（      ）      午後 2 時 ~ 4 時